



鳥取県公報

平成 30 年 10 月 2 日 (火)
第 9 0 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (574) (福祉監査指導課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (575) (障がい福祉課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (576) (農地・水保全課) 2
	国土調査の成果の認証 (577) (〃) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (578) (西部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 3
	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 3

告 示

鳥取県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
ミナミ薬局有限会社	倉吉市上井町一丁目12	平成30年8月13日

鳥取県告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
門脇 光俊	米子市東福原六丁目4-37	よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	精神通院医療	平成30年10月1日
ユアファーマ株式会社	米子市両三柳2453-1	ローリエ薬局	米子市安倍526-3	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃

鳥取県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 香取地区 農用地造成）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年10月2日から同月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
大山町役場
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第577号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、

同条第4項の規定により告示する。

平成30年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	平成27年度及び平成28年度	琴浦町（大字大杉の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字大杉の一部	平成30年10月2日
〃	平成28年度及び平成29年度	琴浦町（大字古長及び大字別宮の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字古長及び大字別宮の各一部	〃
倉吉市	平成23年度から平成25年度まで	倉吉市（上井町二丁目、上井及び山根の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市上井町二丁目、上井及び山根の各一部	〃

鳥取県告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人結	米子市角盤町三丁目32-3	エスプリドラフォレ	西伯郡大山町大山115-7	就労継続支援B型	平成30年9月25日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、琴浦町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
琴浦都市計画下水道東伯公共下水道及び赤碕公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の面積	開発行為に係る森林の土地		

	在地	地			林の土地 の面積	の面積		
ソーラー・ フィールド9 合同会社 職務執行者 カルロス・ガ ルシア・ガル シア	東京都港 区浜松町 二丁目4 -1	西伯郡 伯耆町 福兼字 末鎌大 成ノ二 329-1 他3筆	太陽光発 電所の建 設	26.2821ヘ クタール	6.6666ヘ クタール	4.0747ヘ クタール	平成30年9 月20日から 平成32年3 月10日まで	平成30年9月 20日